

紹介手数料の返還について

一般社団法人日本ハッカー協会では、紹介手数料の返還については、人材紹介に関する基本契約書第 8 条において、以下のように定めております。

第 8 条(紹介手数料の返還)

理由の如何を問わず、採用者の初回出勤日から2週間以内に採用者が退職した場合、日本ハッカー協会は求人者より支払われた紹介手数料の 75%を求人者に返還する。ただし、退職とは、雇用における退職、解雇、準委任契約の理由の如何を問わない終了、役員の退任その他の求人者と採用者間の契約の終了をいう。

2. 採用者の初回出勤日から 2 週間乃至 12 週間以内に、採用者が自己都合で退職を行い、または、自己の責に帰すべき事由で退職等した場合は、日本ハッカー協会が求人者よりその事由に関して書面で通知を受けていることを条件に、日本ハッカー協会は求人者より支払われた紹介手数料の 50%を求人者に返還する。但し、以下の場合はその限りではない。

- (1) 求人者の都合もしくは求人者の責に帰すべき事由により、退職等した場合
- (2) 第 9 条で規定する不可抗力により不就労となった場合
- (3) 求人者が採用者に対し提示した労働条件通知書と実際の雇用契約内容が著しく異なる場合
- (4) 採用者に対する、賃金未払、サービス残業その他の求人者の労働法規違反を構成する業務の指示、ハラスメント、その他求人者の法令違反が確認できた場合

3. 初回出勤日から 12 週間経過後に採用者が退職に至った場合は、理由の如何を問わず日本ハッカー協会は紹介手数料を返還しないものとする。

4. 前項までの規定にかかわらず、採用者が 1 年以下の期間の定めのある契約で採用され、契約途中で退職に至った場合は、理由の如何を問わず日本ハッカー協会は紹介手数料を返還しないものとする。